

竹原市総務文教委員会

平成28年2月24日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第 1 号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について
- 2 議案第 2 号 広島市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 3 議案第 3 号 財産の無償貸付けについて
- 4 議案第 7 号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第 8 号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第 9 号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第10号 竹原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案
- 8 議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第12号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第13号 竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第14号 竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第17号 平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）
- 13 議案第19号 平成27年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）

(委員外議員質疑)

- 1 事前通告書どおり

(行政報告)

- 1 「吉名小中一貫校 計画」について（教育委員会 報告）

(平成28年2月24日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
川 本 円	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
堀 越 賢 二	出 席
北 元 豊	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
高 重 洋 介
井 上 美 津 子
大 川 弘 雄
道 法 知 江
宮 原 忠 行
宇 野 武 則
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇
議会事務局次長 住 田 昭 徳
議事庶務係主事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
総 務 部 長	中 川 隆 二
総 務 課 長	塚 原 一 俊
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸
財 政 課 長	沖 本 太
税 務 課 長	向 井 聡 司
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭
教育委員会学校教育課長	九十九 邦 守

午前9時54分 開会

委員長（山元経穂君） ただいまより本日の委員会を開催させて頂きたいと思ひます。

また、今回は議案が立て込んでおりますので、すぐに入りたいと思ひますので、委員の皆様方には慎重審議、また理事者の皆様方には懇切丁寧な御説明をお願い申し上げます。

副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可致します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては早朝から、またお忙しい中委員会を開催頂きましてありがとうございます。

本日は、議案第1号行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてから議案第19号平成27年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）までの計13議案につきまして、後ほど担当の方から説明させて頂いた上で審議を頂くことになっておりますので、どうぞ慎重な審議、よろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました諸議案を一括上程致します。

それでは、順次説明の方をお願い致します。

企画政策課長（松崎博幸君） それでは、議案第2号広島市及び竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議につきまして御説明をさせて頂きます。

先般来、委員会において御説明を何度かさせて頂きましたが、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、地方公共団体の連携を可能とする連携中枢都市圏制度を活用し、広島市を中心とした24市町に広島広域都市圏の形成に向け連携協約を締結するものでございます。内容につきましては、10月並びに今年の1月、2月の各委員会におきまして、制度の内容、また経緯、その時点での進捗などを御報告させて頂いたところでございます。

このたび議案として上程をさせて頂きました連携協約の内容でございますが、第1条では協約の目的を定めております。第2条では、協約の基本方針を定めております。第3条では、連携を図る取組及び役割分担につきまして、後ほど御説明をしますが、別表にて定めております。第4条では、ビジョンの策定について定めております。

次のページをお願い致します。13ページです。

第5条では、連絡会議の開催を毎年度開催することを、第6条では、協約の変更及び廃止の手続について定めております。

連携協約の施行ですけれども、平成28年4月1日となります。

次のページをお願い致します。

先ほど御説明を致しました連携協約の2条及び3条に基づく広島広域都市圏形成の目的を達成するために、連携をする施策や役割分担を取りまとめました別表でございます。14ページから15ページには圏域全体の経済成長の牽引の施策が、そして16ページには高次の都市機能の集積強化の施策が記載をされており、14ページから16ページにありますこの施策につきましては、以前も御説明をさせて頂きましたが、広島市が主体的に行う施策となっております。続きまして、17ページから18ページにつきましては圏域全体の生活関連機能サービスの向上の施策が記載をされておりまして、広島市と各連携市町がさらに連携を強化して行う施策が記載をされております。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして……。

委員長（山元経穂君） 切ります。済みません。

それでは、これに対する質疑をお願い致します。

今田委員。

委員（今田佳男君） 今の御説明で、14ページから16ページの施策については、一応広島市が主体的という説明がありました。文言も役割としては全部広島市が主体的であり、竹原市は協力をして取り組むという、基本的にはこういう文言になってるんだと思うんです。その中で、今の広島広域都市圏発展ビジョン、これがもとになって出てきてるんだと思うんですけれども、観光について今の14ページ、15ページに該当しますので、広島市が主体的という、全体的の中ではそういうことで、竹原市は協力ということで入っていつてるんだと思うんですが、広域都市発展ビジョン見ました時に、観光資源の説明があるんですが、廿日市市の巖島神社とか平和公園とか出てまして、また竹原市の中では伝建地区が該当していると、大久野島が実は入ってないんです。これは作成されたのが27年12月、去年の12月になるんで、観光資源で何で入ってないのかなという、これを作成されたのが広島市だと思うんで、竹原市の立場としてはどうかということもあるんですけど、ここへ入っていないのは何でかなという気持ちがあるんですが、その点どうでしょうか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） その部分につきましては、制度が始まったばかりという部分もありまして、具体的には観光をつかさどる課同士でいろいろとやりとりをさせて頂いたものだろうというふうに認識をしております。今後大久野島につきましても、広域観光ルートの一つとして活用頂きたいという部分につきましては、各種会議について発言をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） よろしくお願ひします。

それともう一つ、15ページの国際会議等の誘致というのがあるんですけども、ユニークベニューですか。最初意味がわからなくて、昨日調べたんですけども、国際会議になってくるんで話は大きなことになってくる。竹原市でも、さっきの大久野島でいいますと大変な戦争遺産がありますんで難しいこともあるかと思うんですけども、検討課題の一つに入れて頂くというわけには、そういったものを戦争遺産として、会議を開くというか、大きくアピールする材料にするとかというふうなことのお考えはあるかどうか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、国際会議の部分につきましては、誘致ということになりますと、竹原に誘致をするというのはなかなか難しい状況があるかと思ひます。それは会場の問題であつたりとか、例えばその後地域の方に視察に出向いたりすることも、会議にオプションとしてセットになっている部分があるかと思ひます。そういう意味で、大久野島に限らず竹原の資産をアピールできるような形で活用頂けないかという部分につきましても、広島市や他の連携市町とも議論をしていきたいというふうに思ひます。

以上です。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） まず、この連携中枢都市圏に対する竹原市のスタンスというか位置付けというか、そういうことが大変重要だと思ひます。というのは、11市13町という非常に広い範囲での連携で、なおかつ中枢である広島市が、いわばイニシアチブを持っ

ていると。それに対して連携をする都市の方は自分のところで該当するものをついていうふうな形になりかねないというか、ある意味で広島が言うことに、その他の市町は従わなきゃあこの連携都市圏構想自体がうまく機能しないみたいな感じがするんです。そういう意味で、竹原市がまずこの連携都市圏の中では最も周辺部分というか、外縁に当たるような部分にある町です。例えば、山口の一番端でいえば上関と同じように、広島を中心にして最も外側の縁にあると、そういう位置の、例えば竹原市であるとかそういう周辺にある都市がどういう主張をするかというのは非常に重要です。公共交通の整備一つとっても、例えば廿日市や呉と、例えば竹原と上関だったらはるかに課題も内容も変わってくるわけで、そういう意味では、こういうことが形成された時にそういう周辺部、外縁部にある、とりわけ中小の市町が一定に連携をとりながら中枢に対して物を申すというふうなことが大変重要になってくるんじゃないか。だから、広島に言われてからみんながやるというよりも、むしろ、例えば共通の課題を持ってる市町が共通課題を持っている市町で連携をして、広島市と色々な交渉もし、また取組もするっていうふうなことが極めて重要になってくるんじゃないかと。多分この間の流れでは、いわば財政的なイニシアチブを広島市が持っているもんですから、その広島市がまず呼びかけて、言われたら行くかなみたいなことになってるんじゃないかっていう気がするわけです。そういう意味で、竹原市がこれに臨むそのスタンスとして、そういう連携、11市13町の中で共通する市町としっかり連携をして、発言権というか、そういうものを確保していくというふうなことが大変重要なんじゃないか。人、物、金、情報の循環を基調とするローカル経済圏を、これだけ広いローカル経済圏として設定するわけですから、この間の平成の大合併でも明らかなように、中心部分には物、人、金が集まるけども、周辺部分はどんどんそこから阻害されていくというふうなことが現実にあったわけで、その総括を踏まえて、うちのように合併しなかった都市としてそういう総括をしっかり踏まえてこれに臨んでいく、この連携中枢都市圏形成に臨んでいくという構えと位置付けというか、そういうことが大変重要だと思うんで、そこら辺をどのように考えているかということをもっとお伺いしたい。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、どういう心構えでこの連携中枢都市圏制度を活用していくかという部分につきまして御説明をさせていただきます。

まず、連携中枢都市である広島市という部分につきましては、言い方としますと、おつき合いの仕方というのはあくまで対等というふうに私としては思っております。そういう

中で、確かにこの周辺の部分であると、その部分につきましては中心部にはない、周辺部分にしかないもの、こういうものを中心部の方々にしっかりと活用してもらい、また周辺市町に活用してもらい、そういう中で圏域の活性化を一緒になって上げていこう、また、ひいては竹原市の活性化に注力をしていこうという心構えで臨んでいきたいと思っております。この制度につきましては、前回の委員会でも御説明をさせていただきましたが、合併を促進するためにつくられた制度ではございません。そういう形で、もし例えば広島市や国が話をしてきた場合には、しっかりと議会にも御報告をさせていただきますこの制度の運用に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 是非そういう構えでやって頂きたいというふうに思います。

その際、竹原市としてどういうことをしっかり主張していくかということが非常に大きな鍵になります。例えば、高次の都市機能の集積強化では、効果的、効率的な医療体制の構築、公共交通網の充実強化、地域貢献、人材の育成というふうなうたわれています。これらの課題は、例えば広島市が見た角度と竹原市が見た角度で全く課題の内容も違ってくるし、そういう時に竹原市が竹原市のアイデンティティーというか、そういうものをしっかり持ってこの協議に参加をしていく、そういう必要があると思うんです。特に、例えば今周辺地域にあることで一番大きな問題になるのは公共交通だと思うんです。公共交通を、例えば今の竹原市の公共交通の現状の中で広島中枢都市圏の中の竹原市っていうのはどういうふうな、この場合こっちは三原市まで入るんですね。こっちは東広島市も入り呉市も入る、なおかつ広島市が入って、今はかぐや姫とJRでつながっているけれども、例えばその圏域内の相互の交流っていうのも非常に有用な課題ではあると、例えば竹原市でいえば竹原市と三原市、竹原市と東広島市、さらには竹原市内ということも含めてですけども、そういう意味でこの公共交通体系の中にこの周辺都市がどのような形での連携を図りながら広島と、ある意味で試用をしていくというか、アウフヘーベンするような中身をつくっていかなくちゃならない議論になってくるんじゃないかというふうに思うんです。そういうことがこの全ての項目の中に共通をしていると思います。

それともう一つは、竹原市で、例えば医療の充実っていうふうなものも大変重要なことでしょうし、あるいは子育て支援や教育環境の整備ということも極めて重要です。そういうことは、さらに進んでいくと、例えば高等学校の配置の問題であるとか、あるいはいろん

なそういう具体的な課題につながってくると、そういう一つ一つの諸課題にしっかりした視点を持って取り組まなきゃならない課題になってきますよと。その時にもう一つ言えることは、竹原市の庁内でのしっかりした連携ということ。これらのことに携わる部署が、ある意味でそれぞれでそれぞれの部署の課題というものはっきり明示をして、それを持ち込んでこれらの交渉、話し合いに臨んでいくということが大変重要になってくるんじゃないか。そこらの、いわばこの中枢都市圏に対する竹原市側の体制づくりというか、交渉団じゃないけれども、そういうことを議論をする場、どのような仕組みでつくっていくかということが大変重要で、多分そのかなめになるのは今度できる企画振興部になるんじゃないかと、そこらあたり、今回の機構改革とも関連させてどういうふうに中枢都市圏というものを位置付けていくかっていうことを改めて伺いたいと。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、その仕組みにつきましては非常に簡単なことから御説明をさせていただきますが、まずこの会議、こういうものに参加をした場合に情報共有というのが一番重要であろうかと思えます。その情報共有をした上で、我が市における各施策の課題という部分につきましては、各それぞれの課の方にいろいろと議論なり把握をして頂く、そしてそれを政策議論に上げていく、ここは総務部や、また新たにできる企画振興部がしっかりとグリップをして情報共有や、また政策議論をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 最後に申し上げたいんですけれども、もう一つは類似都市間の連携ということが非常に、課題別にそれぞれ類似の課題があるんで、そういう類似都市間の連携なんかももしかしたら今回はやっていく必要があると思えます。そういう意味で、内政と外交というか、そういう位置付けをしっかりと、この協議に臨んでいけるような体制づくりを是非行って頂きたいと思えますので、そのお考えを聞いてみたいと思えます。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） この連携中枢都市圏以外にも各市町さんと、近隣市町さんとも連携をさせて頂いております。これは今回の補正案件ですけれども、例えば観光の連携事業につきましては、また所管委員会の方で御説明もあろうかと思えますけれども、東広島市と連携をしております。また、東広島、三原、大崎上島、こういったところの企画

部門が集まりまして、定期的にいろいろとその行政諸課題の情報共有や、こういった部分をやっております。そういう意味では、どういう部分で具体的にこの近隣エリアの行政課題を解消していくかという部分につきましても、連携中枢都市圏に限らずしっかりと議論をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） そういう意味で、現実に行われてる様々な連携がありますよね、例えばルート185みちばた会議であるとか、あるいはみなとオアシスであるとか。それは一つの例ですけれども、そういう格好で行われている連携の人と人とのつながりというふうなものを、この事業を通じてもしっかり活用していくことを望んでおきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の議案よろしくお願い致します。

企画政策課長（松崎博幸君） それでは、議案第12号になります。

ページ数は59ページですが、本日はお手元の方に行政組織改正資料というこのような冊子をお配りさせて頂いております。こちらの方をごらんください。

それでは、1ページのところに行政組織図新旧対照表がございますが、ちょっと一旦次のページの2ページをお願いします。

まず、組織改正の考え方につきまして御説明をさせていただきます。

「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向け、マネジメント機能の強化や組織業務配分の最適化等に重きをこのたび置かせて頂きました。これから説明をさせていただきます、各分野の組織改正をさせて頂いておりますが、スタート根本にありますのは、ここのマネジメント機能の強化並びに組織業務配分の最適化、ここの部分が重きを置いておりますので、どうぞよろしくお願いします。そして、第5次総合計画及び竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実施をするための組織づくりと、市民ニーズや地域課題などに的確に対応するための組織体制を整備をさせて頂いております。

主な改正内容につきまして御説明させていただきます。3点ございます。

まず1点目、竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進のための組織づくり、2点

目、市民ニーズや地域課題などに的確に対応するための組織整備、そしてその他必要な組織改正等を行っているものでございます。

3ページでございますが、今の改正内容の3項目を個別に御紹介させて頂いたところになります。

まず、竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のための組織づくりでは、地方創生総合戦略の推進ということで、企画振興部の新設をさせて頂きたいと思っております。

2点目、地域福祉の充実に向けた体制整備のための福祉部の新設をさせて頂きたいと思っております。

次に、市民ニーズや地域課題に的確に対応するための組織整備でございますが、効率的な執行体制の整備ということで2点、整備部門の集約、そして上下水道課の分割、この2点をさせて頂きたいと思っております。

そして、その他必要な組織改正につきましては、法令の改正に伴う組織改正ということになっております。

1ページ目をお開きください。

今御説明をさせて頂きました改正を行いますと、本年度市長部局におきましては総務部、市民生活部、建設産業部、公営企業部の4部から、平成28年4月より総務部、企画振興部、市民生活部、福祉部、建設部、公営企業部の6部体制にさせて頂ければというふうに思っております。

それでは、資料の4ページ目をお開きください。

竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のための組織づくり、地方創生総合戦略の推進、企画振興部の新設でございます。竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けた新たな企画立案や成果検証を行う企画部門と、戦略の重要な柱であります商工業、観光、農林水産業の振興を行う産業振興部門の連携を強化し、戦略の目的達成に向けた着実な施策事業の執行力を高めるため、企画振興部を新設させて頂きたいものでございます。

現行の図を見て頂きたいのですが、総務部から企画政策課が企画振興部の方へ移管、そして建設産業部の産業振興課の商工業、観光、農林水産業の振興部分が移管をされ、産業振興課となりまして企画振興部門を設置するものでございます。

次のページをお願いします。

福祉の充実に向けた体制整備、福祉部の新設でございますが、高齢化社会の進展に伴う

生涯を通じての健康づくりや安心して暮らせる生活基盤の確保，地域福祉の充実に向け，健康対策や介護，障害者支援などを包括的に実施するため福祉部を新設するものでございます。

現行の部分を見て頂きたいのですが，市民健康課で所管をしておりました健康対策部門，また福祉課で所管をしておりました生活保護部門，高齢者福祉部門，障害者福祉部門，子ども福祉部門を移管再編をしまして，社会福祉課には生活保護部門並びに子ども福祉部門を所掌をさせまして，社会福祉課を新設するものでございます。また，健康対策，そして高齢者対策，障害者対策を所管をさせ，健康福祉課を新設するものでございます。この2課で福祉部を新設をさせて頂きたいというものとなっております。

次のページをお願いします。

市民ニーズや地域課題などに的確に対応するための組織整備でございます。効率的な執行体制の整備ということで，整備部門の集約をさせて頂きたいというものでございます。

先ほど御説明をしましたが，産業振興課の振興部門につきましては，企画振興部の方へ移管を行います。したがって，建設産業部産業振興課で所管をしておりました農林水産整備部門を建設課の土木整備部門で集約，総合的に所管をさせることにより，整備部門の効率的な執行体制を整備するとともに，部名を建設部へ名称変更をさせて頂きたいというものでございます。

次のページをお願い致します。

効率的な執行体制の整備，2点目でございますが，上下水道課の分割でございます。

上下水道事業のうち，下水道事業部門について下水道事業のあり方検討や企業会計の導入に向けました取組に注力をさせたいということで，職員の併任を解除するとともに，建設産業部上下水道課を下水道課に，そして公営企業部上下水道課を水道課へ名称変更するものでございます。

次のページをお願い致します。

法令の改正に伴う組織改正でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い，総合教育会議の設置や教育大綱の策定を契機と致しまして，市長部局で所管をしておりました文化芸術振興部門及び生涯学習部門を教育委員会へ，文化生涯学習課として移管をするものでございます。

御説明は以上になります。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑に入ります。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 先ほど説明の中でマネジメント機能の強化や組織業務の配分、最適化等に重きを置くということで、ただいまの説明を受けてなるほどなど、こういうふうなものの方が事務事業等々進めていく上で効率がいいのかなとも思いますが、なぜ、であれば今までこういったような議論がなかったのか、また必要ということでこういうことが生まれたと思うんですが、非常に重要な部分であると考えております。実質これを進めていくということであれば、それぞれ今の総務文教、民生産業というところで重なっている部分もあろうかと思うんですけど、この組織の体制云々というよりは、今日の説明のこの時点でこの資料ということであれば、もう少し時間的な余裕というものも含めて資料等の配付も頂ければ深くより検討できたというような部分も自分自身思っております。

それとあとは、これは今人事に関してということではなくて組織ということではあるんですが、実際のところとして、委員長、これは人配等は違いますよね。

委員長（山元経穂君） 人配は聞いてもいいです。人事は専権事項ですから人配は大丈夫です。

委員（堀越賢二君） ということであれば、部が新たに増えるということでもありますし、それによって作業効率が逆に何か悪くなるような部分っていうことの危惧はないでしょうか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、これまでこういう組織改編の議論がなかったかという部分につきましては、まず今回この大きな組織改編を御提案させて頂きました背景には、人口減少、少子高齢化社会、これにどう対応していくのか、昨年、今年度、おおむねほぼ1年かけまして、昨年の10月ですけれども、地方創生推進会議におきまして地方創生の総合戦略を策定をさせて頂きました。また、市民ニーズの多様化、そして行政課題の複雑化、ここに的確に対応したい、このタイミングで大きな組織改編をすべきではないかという思いから、このたび提案をさせて頂いたものでございます。これまで議論がなかったわけではなく、どのタイミングがよかったのか、またその部分につきましては、済みません、私も1年目という部分もございまして、最終的に組織改編に至らなかったという事情については勉強不足で申しわけないんですけれども、ただ、背景事情にありますのは地方創生総合戦略、これを実現するために組織改編をもって具体的に対応していきたい

という思いからでございます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 人配の部分が抜けてます。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） 人の配置の関係につきましては、人事異動も絡んでくる部分で申しますと、退職者、それから採用の計画も踏まえて、これまでも組織全体をスリム化する中で人材のやりくりはしてきておりますので、今回のこの組織改正をすることで、現場での今御心配されているようなことがないように最大限配慮していきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） どうしても部署が増えると、連携をとっていくということを本当に密にしていかないと、部署毎では物すごく専門的なことで効率よく作業しても、どの部署においても絡んでくることだとも思いますので、以前にも質問というか提案という形で、とにかく部署間の連携というものをしっかり図って行って、本当に部署が推し進めことが全体的に効率よく推進していけるような体制をとることがこの目的でもあると思いますし、実際それをやっていないと、現場とかで見ると、いや、ここは所管というかそれじゃないからということもよく耳にしますので、市長の答弁においては、各部署だけのことでなくて、それぞれが連携をして対応していくというような答弁も頂いておりますので、1つ部門だけということじゃなくて、より深い連携をとりながらそれぞれの効率を上げていくということをして頂きたいと思います。

そういった中で、職員の雇用とかということになると、また今回のことではないこととは思いますが、その部署に配置された職員の人々のモチベーションを高いところで保っていくところに関しては、今後も人配も含めて十分配慮をして頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 答弁よろしいですか。

わかりました。

その他。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 機構改革、たびたびやられるんで、今回は部を7部に増やすという形になるんですけども、何点か気になるところを質問しておきたいと思います。

まず1つは、農林畜水産業の振興と、それから施設整備、ここが分離してしまうことにそごがないのかということです。日常的にやることと企画をすることとの間の連携というふうな意味もあるんで、そこらがスムーズに行くのかどうかなってという一つの危惧がここにはあるんじゃないかというのが1つです。

それから、福祉部の新設によって、逆に今度は市民生活部のテリトリーというか、エリアが縮小するということになりますよね、形の上では。言うたら、そういう中で市民生活部が部としてあるアイデンティティーというか存在意義というか、そこらあたりをしっかりと位置付けることが必要だと思うんです。7つの部を置くには、部がそれぞれのテリトリーを持ち、それぞれの部としての誇りみたいなものを含めて持てるようにするという意味では、多分それぞれの部のエリアを小さくすることによって、その内容が深まって向上すればもちろんいいわけですけども、そこらあたりがこの市民生活部の縮小と、一方で福祉部の成立ということにどのような意味が込められてるのかなということを感じますんで、それはこういう意味ですよということがあればお答えを願いたいと思います。

以上が2点。

3点目は下水道です。これは将来的には公営企業にしないでと、そういう意味では公営企業部という、いわば公営企業経営という考え方の中で下水道の将来という、だから企画振興の立場からいけば公営企業部だと。だけど、実務は現在のところは、例えば下水道は建設部の方が持つんですよというふうに見たら、公営企業部の方にそういう企画部門があって、実務の部分は建設部の下水道課の方にあるというのが、さっきの総務の方の考え方ではそうなんですよね。逆に、今度は公共下水道と水道部との関係からいうと公営企業という、いわば将来の企画という意味で今までは多分公営企業部というのができたんだろうと。今回はその公営企業部からまた分離して建設部の方に移して下水道課に戻すということには、何らかの意味合いがあるのかなというのが3点目。

それで、4点目は教育委員会の問題について。私はしばしば、これは絶対教育委員会であるべきだというふうに言ってきたんですけども、やっともとに戻ったなという感じがするんだけど、ただその理由が総合教育会議の設置や教育大綱の策定を契機としてここに戻すんですかっていうことです。言いたいのは何かっていうと、もともと違うでしょうと、要するに社会教育というものをもっとしっかりと位置付けてなかったから、逆に観光やそういうこととの兼ね合いで移しましたよと、しかし今度こういうことだからもとへ戻すんじゃないくて、本来の生涯学習や社会教育の機能、あるいは文化行政というふうな意味の機能

のものは教育委員会の中にあるべきだという考え方に戻ったんですよという方が、私は正解だと思うんです。何か国が総合教育会議の設置や教育大綱の中に位置付けたからこうするんじゃないかと、何だそりゃと。多分この部門をそういう観光の方なんかに移したのはいつきのブームみたいなもので、観光振興なんかにそういう文化財とか、あるいはそういうものが使えるからそうなんですよみたいな感じの、ある意味で教育からいうたらそれを非常に軽視しているところがあったというふうに思うんです。そういう意味では、改めて教育委員会の中にしっかり位置付け直して、もっとしっかりと生涯学習や文化行政というものを位置付けようじゃないかという意味だったら大いに大賛成なんだけど、何となくこの説明を聞くと何だこりゃっていうふうに思うんで、そこらあたりがどのような考え方に基づいてるのか、以上の4点についてお伺いしたい。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、農林水産振興部門と農林水産整備部門の連携の部分につきましては、委員が御指摘をされました懸念がないようにしっかりとその所管部局等に働きかけを行いまして、そのようなことがないように努めてまいりたいというふうに考えております。

あと、市民生活部と福祉部の基というかアイデンティティーというか、今回の組織改正では組織業務マネジメントの強化、そして組織業務配分の最適化を図っております。その上で市民ニーズ、また行政課題に的確に対応するというものでございます。例えば福祉部門でいいますと、ここに書かせて頂いたとおり、地域包括ケアシステムというものを将来にわたって今後構築していかなければならないと、システムという言い方をしておりますが、形があってないようなものでございます。そこは委員も御承知だろうと思えます。そこに的確に対応していきたいという部分がございます。

また、市民生活の部分につきましても、まちづくりの部分、また一般ごみの話、こういった部分についても今後も議論を、注力をしていかなきゃいけない、またマイナンバーにつきましても、このたび稼働を始める間近でございます。そういう意味では、マネジメント機能の強化、組織業務配分の最適化、それを行った上で多様化する市民ニーズに的確に対応する、また行政課題を早期に解消することに努めていきたいというふうに思っております。

続いて、上下水道課の分割の部分でございます。

これにつきましては、両方ともに上下水道課がございました。要は一体的に進めていき

ましようということで、職員同士の兼務をかけていたということでございます。この数年間の間、一緒になってお互いの知識を共有し、お互いが進んでいくべきこと、解消しなきゃいけないことというのを一体的に進めてきました。その中で、上下水道には上下水道の課題、注力しなきゃいけない部分があると。例えば、それは今水道の審議会を実施をしていること、将来にわたっての水道事業、こういった部分を考えていかなきゃいけない、また下水道分野につきましては、下水道の将来的なあり方の検討、また将来的な公会計導入に向けた検討、ここに注力をさせたいというものでございますので、委員が言われた部分につきましては、少し他の市町も含めまして調査研究をしていきたいというふうに思っております。

そして、4点目の教育委員会へ文化生涯学習部門を移管をすることにつきまして説明をさせていただきます。

委員の御指摘のとおり、本来の所掌はどこであったかという部分につきましては、教育委員会でございます。所掌については、今も教育委員会でございます。その組織、市長が執行機関として市長の部下を充てて執行機関となっていたものがまちづくり推進課の文化生涯学習室でございます。このたび法が改正されまして、総合教育会議が設置をされました。これまで教育長並びに各教育委員と市長が議論をする対話の場がございませんでした。教育全般に係ること、また生涯学習、文化行政についても係ること、こういった部分については議論をする場がまずできたということでございます。そして、法の改正によりまして、今後は教育長を市長が任命をすると、それをまた議会に諮るというような形に変わってきます。その先ほど言いました総合教育会議において、どの方向に教育全般として進んでいくのか、それは文化生涯学習にしてもそうですし文化行政にしてもそうですし、その方向性を改めて教育大綱として市長がつくった、こういう部分でそのタイミングといえますか、所管を教育長所管にして教育長のヒエラルキーの中で職員が実施をするという体制整備が整ったものと私としては考えております。その部分につきましては御理解頂きたいと思います。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） ある意味、これまでの経過から見ると文化生涯学習室が室であったことに大きな問題があったと思うんです。そういう意味では、特に教育委員会の方からは、社会教育に対する機能が、学校教育の方に余りにも力点が置かれて、あとは文化生涯学習室にやってもらうというふうなこと自体が、いわば生涯学習や文化行政というものを

弱めていたってということがこれまでの経過の中にあると思うんです。だから、そういう意味で今回課にきちんと位置付けられることはそれなりの意味があるし、またそれがはっきり教育委員会の教育行政の一環の中でしっかり位置付けられることということの中に非常に重要な意味があると私は思うんです。それは市長の権限の方が強まったからそうするという意味よりも、むしろ本来教育としての社会教育や文化行政のあり方っていうものをしっかり確立していくっていうふうな意味から、今回の機構改革には非常に意味があるなというふうに私は思っています。

もう一つは、それぞれの位置付けの中で、さっきの下水道の話もそうなんですけども、公営企業部というものを一方でつくって、公営企業ということにはっきりなった時点でこっちにまた転換するっていうことになるのか、そういう将来の計画と今の部課設置のあり方というふうなものを一定に将来展望して考えないと、人の育成も同じように行き当たりばったりになるということで、今回例えば確かに水道課の職員と下水道課の職員を訓練するという意味ではあったのかもしれないけども、結果としては水道は水道の専門家を持ってこなきゃ大変だったし、下水道には下水道の専門家が要するというふうに育成しなきゃいけないなということのあらわれでもあると思うんです。そういう意味でこの位置付けといいますか、その位置付けというものが将来の竹原市の展望というものの中でどういう人的配置や人材の配置をするかということと不可分なんで、当然これはこの4月から行われる人事異動とか、あるいは人員配置ということとも深く関わってくるだけに、この機構改革というものが非常に重要な意味を持つてると思うんです。これは、だからある意味ではそういう配置をしてみたら全然、そこに思想というか考え方があらわれるもんだらうと。だから、私が質問したいのはそういう、今回の人事異動においてどういう将来像をそれぞれの部署に描いているか。教育委員会の話をしたのは、もとへ戻ったというだけじゃなくて、そういう将来像の中でそういう位置付けをしたんですよと、同じように、確かに市民生活部が市民生活部として成り立つためのアイデンティティーは、例えばこれから協働のまちづくりのような住民参画とか住民自治っていうことが非常に重要な位置を占めてきますよと、だから市民生活部の中にまちづくり推進課と市民課があるけども、それは協働のまちづくりなんかの、いわばこれからそれを完成させていくところの一里塚としてこういう市民生活部の重みは増してるんですよというふうに言わないと縮小が目立つようになると思うんです。福祉は福祉で、さっきお話があったようにこれからますますその重要性が増してくると。これから少子高齢社会の中でどのような福祉というのを展開していく

かという意味では、福祉部がもっと専門性やそういうものをしっかり確保していかななくてはならないというふうなことなんですよというふうな説明が、是非今までの説明に加えてして頂きたいということで、そのお考えはひとつ聞いておきたいと。

もう一つは、今言うように、例えば技術の部分と企画の部分があるじゃないですか。ある意味で技術の部分と企画の部分っていうのが合体をして1つのそれぞれの仕事が成り立ってる時に、それをあえて分離をするのは、ある一定のタイムラグみたいなんがあって、この時期は、だから企画の部分で重点を置くけども、将来は技術の部分に重点が置かれますよというふうな見通しの中で、こういう今回の7部制になったんですよというふうな位置付けがきっと必要なんだろうと思うんです。そうしないと、何か朝令暮改よねと、たびたび人が移って入れかわって、いわば技術の継続性とか企画の継続性というものがしっかり確保されないよねっていうふうに見られたんではだめだという気がするんです。そこらあたりを是非整理をして頂きたいというんで、そこらの御見解を一つはお伺いしておきたいのと。

議会としても、今まで総務文教、民生産業でそれぞれ委員会で審議してきた経過があるわけです。それがこういう移動によって審議の場所が変わってくるっていうこともあるんで、そこらあたりもそういう位置付けをしっかりと、例えばこの部門は、今回どっちにしても議会はそっちの部課設置条例に合わせて審議をしなきゃいけないんですけども、そこらあたりをしっかりと説明して、議員もこれからの審議が腹におさまるように制度をつくっていかなきゃいけないんで、そこらに対する御所見というか、御見解を伺っておきたいと。

委員長（山元経徳君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 委員おっしゃられましたように、組織の部分につきまして、将来的な展望も踏まえていろいろと内部で議論をさせて頂きました。今回の部分、大きく組織を改正させて頂いてる部分につきましては、先ほどおっしゃられましたように、社会状況が刻々と変化している、急激にいろいろな変化がしている中で、行政サービスをいかに提供していくか、それも機動性を持って組織的にやっていくかというのを考えた場合において、それぞれの部、あるいは課がミッションをどういうふうに持ってそれを実現していくかというところに検討を入れまして、そういう上で、今回でいきますと新たな取組をしなければいけないということで企画部というのを設けてやっております。もちろん将来的にはそのこの部分の中からハード部門をやっていかなければいけないということになれば、ハ

ード部門をどうしていくかというところを将来的に考えていかなきゃいけないと。ただ、そうなった段階でいきなり組織改定をするというわけではなくて、先ほど技術職の部分のお話もございましたけど、いかに職員をスキルアップしていくかというところは検討材料として考えていかなければいけないということで、一つとして下水道、あるいは上水道という部分につきましては、上水の部分につきましては一定のサービスが提供されているという状況がございます。一方、下水道の部分を見ますと、まだなかなかそのハード整備をしなければいけないというようなことがございますので、受益者という、市民の方々の立場からするとサービスの提供という部分は若干違うのかなということで今回分離をさせて頂きまして、それぞれのサービス機能に合うような形でまずやっていきたいと。下水道の部分につきましては将来的なあり方も踏まえて、一定の整備水準になった段階で公営企業化というところも視野に入れながら、そこを検討していこうということで着手をしたいというふうに考えております。

もう一つ、建設産業部門の中に産業振興課というのがございまして、産業振興課の振興部門を企画の方に一部移しまして、ハード部門を建設部の方に持ってくるという部分につきましては、先ほど企画の部分は形を変えていきたいという部分がございます、整備の部分につきましては、農業部門、あるいは水産業部門、あるいは土木部門という部分について、技術職員というのが限られているという中で将来的にオールラウンドプレーヤーになって頂かなければいけないということを考えた場合においては、1つに集約して、土木だけではなく農業、水産業という部分についても経験を積んで頂くと、それが最終的には企画への反映につながるのではないかとということも視野に入れながら、全体の組織図という部分をお示しさせて頂いてるということでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の案件をお願い致します。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、総務課から御説明申し上げます。

総務課の議案につきましては、全部で7議案ございます。そのうち、議案第10号に関

しましては1つの議案ですが、中が条例6本のたてりから成っております。全部で12条例案について御説明をさせていただきます。

それでは、私の方からこの緑のページ、議案参考資料の方で説明させていただきたいと思います。

まず、この議案参考資料の7ページをお開き頂きたいと思います。

まず、議案第1号の方から説明をさせていただきます。

議案参考資料は、先ほど申しました7ページです。よろしくお願い致します。

今回、先ほど申しました7議案につきましては、給与条例等以外につきましては国の行政不服審査法の改正ということで引用条文等を変更するということですので、まずは行政不服審査法の改正点について御説明申し上げます。

行政不服審査法につきましては、行政庁の違法であるとか不当な処分、その他公権力の行使、いわゆる行政処分に関して国民の簡易迅速かつ公平な手続のもとで不服を申し立てる制度を規定するというものでございますが、この行政不服審査法につきましては昭和37年に制定されて以来、約50年ぶりの改正ということになっております。そういったことから、法律番号の変更であるとか、いわゆる条ずれ、こういったものが変更になったということで今回改正を行うものであります。

改正の大きな柱なんですけど、3つございまして、50年も経過したということで、まず1点目、公正性の向上、2点目と致しまして、使いやすさの向上、そして3点目と致しまして、国民救済手段の充実、拡大の観点から行われております。この行政不服審査法をそのまま受けた市の条例というものはございませんが、それを引用している部分につきましては多数ございます。それにつきまして説明をさせていただきますので、まず先ほどの前提の中で大きな改正ポイントを説明させていただきます。

まず、異議申し立てという内容、文言自体がなくなり、審査請求ということに一元化されました。

2点目と致しまして、不服申し立ての期間が、これまでの60日から3カ月という表現に変わっております。

3点目と致しましては、まず審理員であるとかそういった行政不服審査会という新たな機関を設けなさいということです。いわゆる第三者機関を設けて公平な審議を行えということでございます。

もう一点は、これまで書類等につきましては閲覧はできたんですが複写ができなかった

ということなのですが、今後は複写も可能となるということで、これらに関するコピー等をとる場合の手数料について定められているという状況でございます。

それでは、先ほど申しました議案参考資料の7ページから説明をさせていただきます。

まず、これにつきましては行政不服審査会事務の事務委託に関する協議というタイトルでございます。これにつきましては、先ほどの行服法の全部改正により、この審査会、第三者機関を新たに設置するということなのですが、これについて広島県に委託するということに関し、県と協議をするという議案でございます。これにつきましては、議会の御決定を頂くという内容でございます。

2番の規約内容でございますけど、(1)ですが、先ほども申しましたとおり、行政不服審査会の処理する事務を広島県に委託するという内容でございます。

(2)と致しまして、委託事務の管理及び執行に要する経費は甲の負担、市の負担とするということ、そして委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料収入、これは先ほど申しましたコピー代等でございますが、これは乙の収入とするといったような、県の収入とするといったような内容で、それぞれ以下につきましては、決算の報告であるとか条例等の制定改廃といったものが定められております。

なお、この事務につきまして、それぞれ県内市町、全国市町におきましては実際に案件が少ないということもあります。そういった中で、それを常設するということに関する経費の部分と、これまで案件がまらなかったということでノウハウの部分がございます。そういったことを考慮した上で、広島県が今2月定例会にこの審査会の設置条例について提案されております。そこに対して県内各市町が委託するという方向で流れております。広島市、福山市等大きな市町4市については独自でされるそうですが、大方の市町が委託するという状況になっております。

まず、議案第1号につきましては以上でございます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

ございませんか。

今田委員。

委員（今田佳男君） ほとんど案件がないというふうな今お話だったと思うんですが、そういう認識でよろしいんですか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） この条例案に先立ちまして、一応確認はさせて頂いたんですが、ここ15年ぐらいはないです。といいますのが、それ以前の段階、通常業務の中で解決しているということで、そこまでには至っていないという考え方があると思います。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） おそらく今のお話で、県が条例をつくって、それに市町が乗っていくような話だと思うんですけども、おそらくそうなると思います。ただ、実際は市で単独でつくってもいいというふうな形にはなってるんだと思うんです。その場合、経費の問題は当然竹原市が負担するということになってるんで、そこらのところの、実際ほとんど案件がないという状況、どちらがいいのかというのは私もちょっとわからないんですけども、そういう点の御検討はされたということですよ。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まず、こういった委員会を設置するに当たりましては大体有識者ということになりまして、弁護士であるとか大学教授、こういった方々を任命することになります。これに関しまして、年間報酬というものが発生しますが、年間報酬と、それから1件当たり幾らというのが発生しますが、その1件当たりの部分は発生しないとしても、年間の報酬が発生するということが考えられます。ただ、今申しましたように、案件と致しまして各市町ともほとんどない状況ですので、それを各市町で常設ということは、経費の面も、それからノウハウ等につきましてもなかなか難しいことがあるということで、広島県におかれましては、取扱件数は市町より大きいという状況がありますので、そちらの方に委託する方が両面から見て効率的であるという状況になっていると考慮して、このような条件にさせて頂きました。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） それで、7町ですか、乙は。だから、県は委託事務に適用される条例等を制定しということで、今課長お話しになったように2月に条例を上げてという話で、昨日ネットで見たんですけど、県の条例がわからなかったんですけども、これ決まったら参考資料でこういう条例になりましたよと、おそらく今から議決が出てからとはなると思うんですけども、提供して頂くようお願いしたいんですが。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 我々としても今後連携を深めていく上でそういった資料等入手したいと思います。これは提供させて頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） ほかにございませんか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 本市に置かない、広島県に委託するといつて、審査・申請人、そういった方の不利益、不都合っていうのはどうなんでしょうか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まず、これまで全く案件がないということが1点ございますけれども、これに関しまして今回の、先ほど行政不服審査法本体の改正点を御説明させていただきましたが、これは利用者のサービスの向上、これを最大の目的としております。ですから、利用者の皆様の権利の拡大であるとか利便性の向上ということを前面に出しております。これを新設するか、それを県に委託するかについては特に不利益をこうむるといったそういったものはないと考えております。

委員長（山元経穂君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 私もインターネットでこの項目ずっと見てたんですけども、そういう利便性を図るといふことが大前提に確かにありましたけれども、もし、例えば本市にそういう相談に窓口に来られた、こういう場合どこが担当するんですか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まずは、先ほど申しましたように、行政不服審査に至るまでに通常の窓口業務等で解決しておりますが、今後につきましては、先ほど申しましたとおり審理庁、審理庁といいますのは我々処分庁になります。まず、市役所、あるいは上級官庁がある場合は県で、県庁、県知事であったり市長であったりする場合がありますが、そこにつなぐ役目というのが、今回審理員というのを新たに置きます。審理員というのは、その行政処分に関与していない職員ということになります。具体には、おそらく今までの流れでいうと、例えば私のポジション、総務課の方で対応するということになります。そこで、総務課の方でまず審査請求したい方の御意見をお伺いした上で、これを先ほど申しました第三者機関、行政不服審査会、県の方へお送りすると、送付するという形になります。ですから、窓口としては一義的には各担当窓口、そしていざそういう審査会、第三者機関に提出するよという場合は、そのまま窓口が総務課になるという状況でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の議案をよろしくお願い致します。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、まず議案第7号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案……。

委員長（山元経穂君） 済みません、総務課長、議案第7号、議案第8号、議案第9号、全部同時にお願いします。

総務課長（塚原一俊君） わかりました。

それでは、議案第7号の職員に関する部分、そして議案第8号議員報酬に関する部分、そして議案第9号の特別職の給与に関する部分を続けて御説明申し上げます。

それでは、議案参考資料の19ページをお開きください。

こちら、職員給与に関する条例の一部改正でございます。

提案の要旨でございますけれども、人事院の勧告を考慮し、職員の給料月額を改正する、あるいは祝日の追加に伴い勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直すというものでございます。

改正の内容に入ります。

2番（1）ですが、まず1点目、職員の給料表の給料月額を、若手層を中心に広い範囲を引き上げるというものでございます。給料表の改定を行った結果、竹原市全体の平均改定率は0.5%の上昇という状況でございます。

2点目、勤勉手当について年間の支給割合を次のとおり引き上げる。

次のとおりというのは下の表でございますが、支給割合、現行4.1です、年間、一番右の列になりますが、現行4.1を、平成27年度、これを4.2、0.1月分引き上げるといふもの。これは2段階になっておりまして、その下、28年度の欄は、全体では4.2月ということになるんですが、6月、12月の支給割合を変更するという状況でございます。

3点目ですが、先ほど申しました国民の祝日に関する法律が改正され、本年8月11日が山の日として祝日として制定されました。これに関しまして、我々の時間外勤務手当であるとか休日夜間勤務、支給の場合は、そして逆に減額する場合、病気休暇等の際の給与の減額をする際に、1時間当たりの給与を算出する必要があります。今回休日が増えたということで、年間の総勤務時間数が減少したということで、1時間当たりの単価を算出する際の算出計算方法を変更するというものでございます。

4点目でございますが、その他の所要の規定の整理ということですが、先ほど行政不服審査法の方で説明をさせていただきました。不服審査の申し出期間が60日から3カ月に変わるという表現をさせていただきましたが、そこに関しまして引用条文を変更させていただきます。

職員の給与に関する条例改正につきましては以上でございます。

続きまして、議案第8号でございます。

参考資料29ページをお開きください。

議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

要旨でございますが、職員の給与改定にあわせ期末手当の支給割合について改正するものでございます。改正の内容、2番でございますけれども、期末手当の年間支給割合を0.1月分引き上げることでございます。これにつきまして、先ほど職員の方で見て頂いた表と同じですが、職員の方は期末手当、勤勉手当が分かれています、合計額では支給割合を同等としております。平成27年につきましては、0.1月上げてまして4.2月に変更、28年度につきましては、全体としては4.2でございますけれども、6月と12月の支給割合を変更するという内容でございます。

続きまして、議案第9号でございます。

議案第9号につきましては、参考資料33ページをお開きください。

特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。これも先ほどの議員の皆様と同様に、職員の給与改定にあわせ年間の期末手当の支給割合を0.1月引き上げるという状況でございます。支給割合については、先ほどの説明と同様の表となっております。

以上、議案第7号、議案第8号、議案第9号についての御説明でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、以上3議案についての質疑をお願い致します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では次、お願い致します。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、議案第10号でございます。

議案第10号につきましては、議案参考資料の37ページをお開きください。

提案の要旨、1番の部分ですが、先ほど申しました行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、必要な字句の整理を行う、そして審査手続の適用除外及び提出書類の写しの

交付手数料など必要な規定を整備するものでございます。

冒頭申しましたように、改正の内容、この条例案につきましては6本の条例改正が含まれております。1件ずつ説明をさせていただきます。

まず、(1)でございますけれども、竹原市固定資産評価審査会委員条例でございますが、これは行服法の全部改正による所要の字句の整理でございます。また、改正行政不服審査法による審査手続に沿うよう委員会の審査手続を整理しました。これはこれまでも行われておったんですが、いろんな文書についてもっと住民の皆様がわかりやすい、利用しやすいように、そういった手続を明確にするといったものでございます。

(2)番、竹原市税条例につきまして、これにつきましては引用条文の所要の字句の整理を行うというものでございます。

(3)番、情報公開条例でございます。これ、後ほど(6)とあわせて説明をさせていただきます。

1件飛ばしまして、(4)竹原市手数料条例でございますが、これは先ほど申しました審査員が行う提出書類等の写しの交付に係る手数料を政令の基準に合わせた規定でございます。これは手数料条例にコピー代を明記するという状況でございます。

(5)は、竹原市行政手続条例に関する変更でございますが、これは字句の整理といった内容でございます。

そして(6)番、竹原市個人情報保護条例と、そして先ほど後回しにしましたが、竹原市情報公開条例でございますが、これは先ほどの行服法に関する所要の字句整理でありますけれども、これに合わせ、国の取り扱いに合わせて審理員による審査手続に関する規定の適用除外ということでございます。この2つの条例に関しましては、情報公開に関しては情報公開審査会がございます。そして、個人情報保護条例に関しましては、個人情報保護審議会というのがそれぞれもう既に設置されておりました。今回の行服法の改正については、それ以外の審査会で、そういったもし不服審査申請がありましたら第三者機関を設置しなさいというのが法の趣旨でございます。したがって、これまでに既にあった、各自治体が有しておりました審議会、審査会につきましては、そちらの方で審議しなさいといったことで、こういった意味で今回の行服法の改正の適用除外という形になっております。

それでは、参考までに議案参考資料46ページをお開きください。

こちらの方の46ページの左側、改正後の方の中段にあります。これが先ほど申しま

した内容でございます。審理員による審理手続に関する規定の適用除外ということがあります。ここは個人情報保護条例でございますけれども、この28条の2、中間あたりにありますが、中段以降ですが、行政不服審査法の規定は適用しないという状況になっております。これが28条の2ですが、その下の29条の部分に、29条の3行目から、これに関して遅滞なく竹原市個人情報保護審議会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならないということになっております。先ほど申しました情報公開条例にも全く同じ条文が適用されているという状況で、これについては今回の第三者機関に諮問することではなく、これまでの審議会、審査会等で審議しなさいという状況になっております。

議案第10号に関しましては以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、この議案についての審議をお願い致します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、次の案件をお願い致します。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 続きまして、議案第13号について御説明申し上げます。

議案参考資料63ページをお開きください。

これは竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、地公法の改正により、条例中における引用条項の整理を行うということでございます。これは条ずれの訂正ということで御理解頂きたいと思いますが、この63ページの中段にありますが、根拠法令の部分、地方公務員法24条を載せておりますけれども、これ、24条の第5項、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めるという条文がございます。これが改正前、これは第6項だったんですが、これが第5項に変わったということで引用条文を変更するというところでございます。

議案第13号につきましては以上でございます。

委員長（山元経穂君） では、質疑をお願い致します。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の議案をお願い致します。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、議案第14号について御説明を申し上げます。

参考資料65ページをお開きください。

まず、タイトルなのですが、竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正というものでございますが、これについてまず背景から御説明申し上げたいと思います。

人事行政に関しまして、毎年ホームページであるとか広報等でその内容について公表している状況です。今回地方公務員法が改正されまして、主な公表点、2点変更、あるいは追加されたということで、その地公法の改正について概略を御紹介致します。

まず、1点目でございますけれども、平成28年4月から人事評価制度というものが導入されてまいります。現在竹原市においては試行中ということでございますけれども、今回全国各自治体、公共団体等で本格始動するということです。人事評価制度については、発揮した能力であるとか上げた業績等を評価し、これを任用であるとか給与に反映させる、あるいは人事管理等の基礎とするということになっております。これまでこの人事評価という言葉、出てこなかったんですが、勤務評定という言葉を使っておりました。ここの字句の変更に関する部分が1点ございます。

そして、もう一点なのですが、退職管理の適正の確保ということで、この部分が変わっております。内容につきましては、職員OB、元職員による働きかけの禁止、現役職員に対するものです。禁止の主な内容という、まず条文どおりでして、説明させていただきますと、職務上の行為をするように、またはしないように現役職員に依頼してはいけない。離職後2年間はしてはいけないということになっております。いわゆる口きき、これをしてはならないという条文でございます。この働きかけ、口きき、これが不正な行為である場合には、元職員、それを受けた現役職員に対しても罰則規定が記されてあるという状況でございます。この内容につきまして御説明をさせていただきます。

先ほど議案第14号と申し上げましたが、こちらにありますのが、地公法の一部改正により字句の整理等を行うんですが、2の改正内容としては、報告、公表する内容としてまず1点目、人事評価及び退職管理の状況を加える。先ほど申しました勤務成績の評定、こちらを削除するという内容でございます。具体には次のページ、66ページをお開きください。

新旧表がございます。改正前の第3条第6号でございますけれども、職員の研修及び勤務成績の評定の状況ということになっておりますが、左側の改正後ということになりますと、第3条第2号に職員の人事評価の状況という新しい項目が増えております。その上

で、研修、先ほどの9の6号の方が研修というのはそのまま改正後の第8号に移っております。その1つ前、第7号が追加ということになります。これが職員の退職管理の状況という条項を、これが新しく追加されたということで、文言の整理を行った上で、広報でいいますと毎年広報12月号になるんですけれども、今回新たにこの2項目を加えた上で公表、そしてホームページ等でも公表していきたいと考えております。

議案第14号につきましては以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、この議案に対する質疑をお願い致します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の案件をお願い致します。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、財政課からは議案が2件と、補正予算につきましては一般会計と貸付資金特別会計、その2会計の御説明をさせていただきます。

まず、議案の方から御説明をさせていただきます。

議案第3号財産の無償貸し付けについて、議案参考資料の11ページで御説明をさせていただきますので、資料の方をお開き頂きたいと思っております。

よろしいでしょうか。

提案の内容でございますが、竹原市忠海中町2丁目4425番48と4425番84の土地2筆につきまして、平成23年4月1日から5年間国家公務員共済組合連合会に無償で貸し付けているところでございますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、引き続き無償で貸し付けることについて議会の議決を求めるものでございます。

無償で貸し付ける理由でございますが、当該土地につきましては、御承知のとおり毒ガス障害者救済の中核的役割を担います呉共済病院忠海分院の敷地となっております。今後におきましても、同院には地域医療の充実と毒ガス障害者救済病院として良質な医療の提供に寄与して頂くこと、そういったことが必要でございますので、同院の安定した運営に資するため無償で貸し付けるというものでございます。

無償貸付期間の経過につきましては、平成13年4月1日から5年間の期間として貸し付けを始めており、現在まで2回更新をしております。このたびが3回目の更新となるものでございます。

貸し付けの対象となっております土地の位置図につきましては、参考資料のその次ページの12ページに図面を載せておりますので、御確認を頂ければと思います。

議案第3号の説明については以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑をお願い致します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の議案をお願い致します。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは続きまして、議案第11号の御説明をさせていただきます。

議案参考資料の49ページの方をお開きください。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正するというものでございます。

提案の要旨でございますが、こちら資料の4番の根拠法令のところにありますように、地方自治法第237条第2項の規定におきまして、条例または議決による場合でなければ市有財産は交換、出資、支払い手段として使用できず、また適正な対価なしでは譲渡、貸し付けはできないと、そういった規定となっております。そうした中で、市有財産のより有効的な活用を推進していくため、対象の拡大でございますとか災害時の緊急的な対応を可能とするなど必要な規定を整備するものでございます。

改正の具体的な内容でございますが、まず1点目と致しまして、普通財産の譲与、または無償貸し付け等ができる対象に公共的団体を加えるものでございます。この公共的団体に関します考え方につきましては、法人格の有無を問わず公共的な活動を営む団体でありまして、その考え方としては大きく3つあると、そのように考えております。

まず1つ目は、設置について市の意思が関与している団体、2つ目は、市の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体、3つ目は、市の事業推進に大きく関与している団体、そういった団体を考えているところでございます。

この条例案を可決して頂くことによりまして、こうした公共的団体に対して適正な対価なしに財産の譲与や貸し付けする場合において議決を必要としなくなるわけでございますが、これまでもそれらの対象としてあった他の地方自治体でございますとかその他公共団体も含めて、その他基本的な要件と致しまして、公用もしくは公共用または公益事業の用

に供する時と、そのように規定しております。したがって、当然このたび拡充の対象となります公共的団体につきましても、そうした要件を踏まえることは必要となりますので、本条例の議決、成立後におきましてもこうした規定を適切に運用してまいりたいと、そのように考えております。

2点目でございますが、2点目につきましては、災害等が起こった場合におきまして、緊急的な対応として普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けができるようにする、そういったものでございます。具体的な例でございますが、地震、火災、水害等の災害など緊急事態の発生時に、例えば民間団体等が応急施設として普通財産を使用する場合、そういった使用を求めてきた場合において議会の議決を待たず無償で貸し付けることを可能にするということです。有事の際の緊急的な市民の生活支援や復旧活動に対して迅速に対応できること、そういったことを想定しているものでございます。

3点目でございます。普通財産の無償貸し付け、または減額貸し付けの規定を行政財産においても準用できるというものでございます。これについては読んで字のごとくということで、説明の方は省略させて頂きたいと思っております。

4点目でございますが、4点目、財産の貸付期間について5年以内としているところを、ただし書きとして例外的な取り扱いができるということとするものでございます。このことにつきましては、個々の貸付案件に関しまして最適な貸付期間の設定を行うことが可能となるよう必要な規定整備を行うというものでございます。具体的には、国や県に貸し付けている普通財産が将来的に貸し付けを行う以上のより有効な活用が見込めない場合など、5年以上の貸し付けを行っても何ら問題はないような場合に当該規定の運用が図れるようにすること、そういったことを想定しているものでございます。

その他、必要な規定の整理を行っております。

以上が議案第11号の説明でございます。よろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） それでは、この議案についての質疑をお願い致します。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 今の説明を聞くと、本来議会の議決を要することであるものを議会の議決が要らなくするということですね。その際に、公共団体でなくて公共的団体っていう位置付けというのは非常に不明確ですね。だから、公共のようで公共でないみたいなものは、誰が一体どこでどういうふうに判断するのかっていう課題がどうしても出てくる。議会の議決っていうのは議会がそれを判断するっていうことですがけれども、それをわ

ざわざ外して、それも公共団体でなくて公共的団体というのを条項の中に盛り込むことには何の意図があるのかと。それはどうしてこんなものを、議決を得りゃあええじゃないですかと普通思いますよね、議会の立場からいえば。それをあえてこういうものが出てくるのはなぜか。それは非常に議会としてはゆゆしき問題だと思いますけども、その点についての御説明をお願いします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） まず、この公共的団体として、先ほど3つのパターンということで団体の考え方を御説明させて頂きましたが、その具体的な団体については、まず1つ目の、先ほど申しあげました設置について市の意思が関与している団体、それについては自治会連合会でございますとか協働のまちづくりを進める住民自治組織などが対象になるものと、そのように考えております。2つ目の市の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体については、社会福祉協議会でございますとか商工会議所などが対象になると、そのように考えております。3つ目の市の事業推進に大きく関与している団体については、観光協会や体育協会、文化団体などが対象になるものと考えております。

この改正を行う理由でございますが、昨日の総括質疑の方で総務部長の方から御答弁申しあげましたとおり、それをさらに具体的に申し上げますと、まず背景と致しまして、今現在国においてはインフラ長寿化基本計画、その策定を受けて、各地方公共団体においても公共施設等総合管理計画の策定、それが要請されております。本市におきましてもその策定に備えて、昨年度と今年度の2カ年でその基礎データとなります固定資産台帳の整備を行っている、そういう状況でございます。当該計画については、厳しい財政状況でございますとか人口減少等により公共施設等の利用需要が変化することを踏まえて、計画的に更新、統廃合、長寿命化などを行うことによって財政負担の軽減、平準化、公共施設等の配置の最適化を行うことを目指した方針を策定するというものでございまして、新年度予算案においてはその策定経費についても計上を行っているという状況でございます。こうしたことを踏まえまして、今後将来にわたり市有財産が持つ可能性を最大限に引き出すように有効活用を推進していく必要があるということで、無償または減額による普通財産の譲与や貸し付けを行う場合の対象拡充、または災害時などにおける復旧活動への迅速的な対応、または最適な貸付期間の設定が可能となるよう、このたびの改正を行わせて頂くというものでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） それであるにしても、議会の議決を要さんようにすることに何の意味があるんですか。今言われた団体は、確かに公共的団体であるけれども、法人格は有していないというふうな団体があるわけですね。それは確かに住民自治組織であるとかそういう組織も含めてさっき紹介をされましたけども、それらに例えば市有財産を貸し付けたりそうする時に、なぜ議会の議決をわざわざ外す必要があるのかというのを聞いている、なぜそうなっているのか。ある意味でそれは、例えばこの場合、市の方が判断するというのは理事者側か当局の方が判断すればそれでいいんですよということにしようということにすれば、そういうことを監視したりチェックしたりする機能が薄らぐんではないですかという質問をしてるわけ。だからこそ議会の議決というのを今まで必要としてきたのに、法律、要するにこういうふうにせよという、国から何が来たんかわからんけど、要するに誰の意思によってこういうふうに決めるんですかっていうことです。竹原市は、議会の意思というのを、ここに関与することを必要としてないというふうに決めるんですかっていうふうに思われますけどもどうですかということ。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 昨日の補足説明といたしますか、総括質疑でも申しましたように、今回今委員がおっしゃったように、ここへ公共的団体に貸すことができると書くことによって即議決を必要としなくなるじゃないかと、そういう御意見は当然あると思いますけども、私昨日も御説明させて頂いたように、その公共的団体が公益事業をやっているかどうかというのも判断材料になるというふうに我々は考えておりますので、ここへ公共的団体が入ったことによって即議決を必要としないとは我々考えていませんので。例えば、先ほどの自治会が公共的団体で公益事業、昨日の御説明で申しますと電信電話であるとか水道、ガス、電気というような公益事業をやるかどうかという判断の中で、やらないのに貸すっていうことであれば当然議決を頂かなきゃいけないという、そういう判断をしています。

実態のところでは申し上げますけども、実際にはそういう地元の方々に今現在貸してる部分があるのが実態でございます。その中で、この条例についてはおそらく準則をそのまま適用して、その後改正をされてない条例だったんだと思うんです。実態としては、昨日も申しましたようにほかの市町村の条例を見ますと、公共的団体へ入っている時であるとか災害時の緊急時はもう議決なく貸せますよとか、そういうふうな条例を整理されている中で、竹原市の中にあってはその他の地方公共団体、その他公共団体、その他公共団体と

というのは土地区画整理の組合であつたりとか一部事務組合のような、いわゆる地方公共団体以外の公共団体ということでございますから、その他公共的団体には自治会であるとかそういう文化団体は入ってこない。そういう方々に今現在竹原市としても貸してる実態があるじゃないかと、議決をとらずに貸してる部分があるじゃないかというのは、それは軽微なものという部分では、ある程度この地方公共団体というキーワードという用語もこの際いろいろ、今財政課長が言いました、今回、固定資産台帳等を整理している中で、我々の持つてこの条例ではそういう緊急時の対応もできないというようなことで、この際そういう御意見もあるという部分は承知の上で、今回こういうふうに改正をさせて頂きたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

マイクをお願いします。

委員（脇本茂紀君） 要するに議会の議決を得ることによって濫用を禁止するっていうことですよ。言うたら不正な扱い方をしてもらったら困りますよと、的という、その的っていうのは判断によっては非常に多様に判断ができる、文字的にもそういう性格を持つて分、だったらその他の公共団体でいいじゃないですかということになるわけよね。その他の公共団体、公共団体であれば間違いないわけだから。だけど、その公共的団体というものをあえて入れて、なおかつ議会の議決を外すっていうのは何の意図があるのかなというのがさっきからの質問なんです。

今の答弁によると、いや、それがそれほど重要な問題であるならば議会の議決は得ますよということにし得るのかどうか、いや、これがある以上はもう議会の議決は要りませんよというふうに考えるのかは、その時々の方の判断ということになるわけですか。そういうことを整理されないと、今の答弁だったら必ず市は間違いなく物事を行うんじゃけえ信用してくださいという話だけど、だけどそれは議会なら議会というもののチェックをはっきり入れた上で決定した方がいいですよっていう意味で、今までは公共団体、その他の公共団体である場合も含めて議決を必要としたわけでしょ。だから、そここのところの整理を。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 済みません、説明が不十分で。

まず、その他公共団体、ここの字句がそういう誤解を受ける部分ではあるんですけども、その他公共団体とは、一般の法令の規定に基づいて国によりその存立の目的を与えら

れた法人をいうものということで、先ほど御説明をしました自治会であるとか社会福祉協議会であるとか体育協会、観光協会、こういった類いは国によりそういう存立を目的とした法人ということになりませんので。ですから、地方公共団体に類似した、以外のものをその他公共団体という、という。だから公共的団体とその他公共団体と全く性質が違うものでございますので、その今の市のこの現行条例でいけば、先ほど来申し上げてるような団体にもし無償で貸しますよということになると、議決をとった上で貸さないといけないということがあるので、例えば災害時に仮設住宅を建てさせてくださいというようなことがあった場合には、議決をとってるとまがない場合もありますというようなことで、全国的に市町村においてはこういう災害時のことであつたりとか公共的団体っていうのを幅広くこの条例に盛り込んでるといふようなことの中で、我々としては今後においてそういう部分がある場合があるかもしれないので、この際整理をさせて頂きたい。その中で、今脇本委員がおっしゃっている部分では、これによってもう議決をとる必要なくなるじゃないかと、確かにそういう危惧があるというふうには御質問が出るかなということの中で、先ほど言いましたように、幾らここに公共的団体と書いてあっても、その方々の活動内容によっては無償でお貸しする際にも議決をとる必要があるという部分については、運用規定の中とかで一定には今おっしゃるように、担当がかわつたらなし崩しになるっていうことも、あるいはあつてはいけないと思っておりますので、そこについては、例えば無償で貸す基準であるとか減額する基準であるとかっていうのは、この条例が可決頂いた場合にはそういった規定も整備をしていかなきゃいけないというふうには考えております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） そういう意味で公共的団体という曖昧性があるわけです。だから、公共的団体の中で今の言うように無償の貸し付けができる団体が、例えばこういうものを指すとかっていう例示があつてしかなるべきなんじゃないかと思ひます。それが規定によってそれを定めるというのであれば、そこらあたりも含めてしっかり検討をして頂きたいというふうに申し上げておきます。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 脇本委員とダブるかもわからないんですけども、部長の今言われるように公共的団体へ、緊急時のお話をされますけれども、緊急時でなくてもできるという形に、これ条文では読めると思うんですが、それはいいですか。例えば、第3条でそういうふうに緊急時に特定してないような書き方になってると思うんですが、これは私の読

み間違えでしょうか。

委員長（山元経穂君） だから、済みません、委員長から。

今の脇本委員の答弁において話があったように、その時には今後この条例が可決した後に貸す基準をつくるということではないんですか。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） 新旧対照表50ページの第3条の改正後の（1）でございます。

他の地方公共団体、その他公共団体、これについて今申し上げたとおりで、ここで新たに、または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するということが、公共的団体であるから即そういう無償で、例えば無償で貸す際には議決が要らなくなるというふうに読むのではなくて、公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するために市有財産を無償であったり譲与するという際にその事業内容にもよるといふ部分で、先ほど来御質問の中で危惧されている部分については、公共的団体であっても公益事業とか、公用というのは我々が、市役所がやる仕事が公用でございますので、公共的団体ということであれば、解釈の部分でいけば公益事業をやるかどうかの判断の中で、最終的には公益事業をやらなければ当然議会議決は頂かなきゃいけないという考え方を我々は今してるということ。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 済みません、ではここで、次会計ですよね、補正。その前に10分休憩をさせていただきます。もしよろしければ、昼、もうぶっ通しでいきたいと思いますが、よろしいですか。

そのために、じゃあここで10分、50分まで休憩ということにさせていただきます。

済みません、よろしく申し上げます。

午前11時38分 休憩

午前11時47分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

財政課長（沖本 太君） 補正予算書に沿って御説明をさせていただきますので、補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正予算の概要につきましては、主に人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び平成27年4月1日付の人事異動等に伴い人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整するほか、国の補正予算に計上されました財源を活用した事業の追加、それと各種事業の精算が主なものでございます。

第1条にあるとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億3,051万9,000円を減額致しまして、総額を129億1,223万7,000円とするものでございます。また、あわせて繰越明許費と地方債の変更を行う内容となっております。

補正予算書の4ページと5ページをお開きください。

歳出の補正内容につきましては、議会費から公債費まで全款におきまして、追加もしくは減額計上を行うものであります。その個別の具体的な内容につきましては事項別明細書で御説明を致しますので、24ページ、25ページをお開きください。

なお、説明のやり方と致しましては、新たに事業を追加するものなど具体的な説明が必要と思われるものを中心に行いたいと思います。それ以外の人事管理に要する経費、いわゆる人件費については省略をさせて頂き、また決算見込みにより精算するものなどについては簡単なものとさせて頂きます。

それでは、補正予算書の24、25ページ、まず議会費でございます。

議会費におきましては、議員の報酬、活動に要する経費などについて400万9,000円を減額するものでございます。議会運営委員会や特別委員会で視察に行く予算を計上していましたが、視察を中止したため旅費等が不用となるもの、また臨時職員を配置する予定でございましたが、再任用職員が配置されたため賃金等が不用となるものでございます。

補正予算書の26、27ページをお開きください。

総務費でございます。

一般管理費におきましては、総務一般事務に要する経費などにつきまして2,738万7,000円を減額するものでございます。職員の育休や病休などの対応が見込みより少なかったため、臨時職員の賃金等が不用になるものや嘱託職員の退職や勤務時間の短縮を行ったため、報酬等が不用となるものでございます。そのほかと致しまして、地域公共交通に要する経費については、地域公共交通活性化協議会におきまして公共交通網形成計画の策定に向けた住民アンケート実施の予算等を計上しておりましたが、上位計画となります都市計画マスタープランと立地適正化計画を現在策定していることから、それらの計画

との整合性を図る必要があるということで、住民アンケート調査の時期を延期し、補助金等が不用となるものでございます。

企画費におきましては、地方創生に要する経費について526万2,000円の追加計上を行うものでございます。

まず、農林水産物みらい創造プラン策定委託料につきましては、昨年9月議会の補正予算において、国の地方創生先行型交付金タイプIを活用して本市地域産業の活性化を図るための具体的な戦略を練る農林水産物みらい創造プランの策定委託料を計上しておりましたが、国の交付金が不採択となったため、プラン策定業務の一部を一般財源で実施し、その他の額が不用となるものでございます。

その他の3つにつきましては、平成28年1月20日に成立致しました国の補正予算に計上された地方創生を本格展開するための地方創生加速化交付金を活用し、東広島市と広域的に連携をしながら、外国人観光客の呼び込みを図るとともに受け入れ態勢の強化を図るというものでございます。まず、インバウンド観光促進事業負担金につきましては、本市と東広島市、また両市の観光協会、民間企業等で構成する東広島市・竹原市観光推進協議会が行う台湾からの個人旅行客誘致促進に係るプロモーション事業に対して負担金を交付するというものでございます。このプロモーション事業は、台湾の有名タレントを使った情報発信と情報拡散、両市を周遊する低額タクシーサービスの開始支援、両市合同の多言語ガイドマップの作成などを行うものでございます。

そのほか、本市単独の事業分と致しまして、観光客が現地を訪れたような疑似体験が可能となりますバーチャルリアリティ技術を活用した多言語対応コンテンツの構築、また観光ポータルサイトのリニューアルと多言語化を行う予算と致しまして観光情報発信委託料と観光ポータルサイト更新事業補助金を新規計上し、あわせて事業実施が新年度になるものでございますので繰り越しも行っております。

なお、この本市単独の事業と申し上げました事業に関する予算につきましては、新年度当初予算の方にも計上をしております。当該事業に対する交付金が国に採択されれば、一般財源がなしで実施ができる可能性があるということで、両方をにらんだ予算計上をしているものでございますので、御了解頂きたいと思っております。

続いて、補正予算書の28、29ページをお開きください。

諸費におきましては、街路灯設置費補助金に要する経費について202万3,000円を減額するものでございます。今年度中に自治会が所有致します街路灯も含め、LED化

する事業を実施することと致しましたので、事業着手する前に交付した実績額以外の補助金が不用となるものでございます。

電算管理費におきましては、電算機器管理に要する経費について2,693万5,000円の追加計上を行うというものでございます。

社会保障・税番号制度の本格的な運用開始に備えまして、セキュリティー強化を図るものでございます。必要となるシステム改修委託料について新規予算計上し、あわせて新年度に実施することから繰り越しも行っております。

主な内容と致しましては3点ございます。

1点目が、マイナンバー関連システムをインターネットリスクから分離をすること、2点目がマイナンバー利用事務関連システムについて端末からデータの持ち出しができない、そういった設定とすること、3点目と致しまして、システム間のアクセスIDやパスワード以外の要素で制御すること。そういったこと、それらに必要なシステムを再構築するものでございます。

続いて、地域振興基金費におきましては基金管理に要する経費について572万1,000円の追加計上を行うものです。今年度受け付けた寄附金を積み立てるものでありますが、このうちふるさと寄附金としまして歳入したものが72件分、372万2,000円、残りの200万円が一般寄附となっております。

30ページ、31ページは人件費でございますので飛ばさせて頂きまして、32ページ、33ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費におきましては、住民基本台帳に要する経費などについて846万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、社会保障・税番号制度の実施において地方公共団体情報システム機構に通知カード、または個人番号カード発行等の関連事務を委任しているところでございますが、その経費につきましては機構が算定を行い地方自治体に請求をしていると、それで最終的には国が負担をするということとなっております。このたび機構が改めて経費の算定を行った結果、予算額が不足することから交付金の追加計上を行い、あわせまして新年度において最終的な精算を行う必要があるため、今年度執行した額を除いて繰り越しの方も行っております。

34ページ、35ページをお開きください。

広島県議会議員選挙費においては、平成27年4月12日に執行予定であった県議会議員選挙が無投票となったことから、準備経費として一部執行した額を除き806万2,0

00円を減額するものでございます。

補正予算書の36, 37ページは飛ばしまして、38, 39ページをお開きください。
民生費でございます。

社会福祉総務費におきましては、特別会計歳入補填に関する経費などについて1億3,638万円の追加計上を行うものでございます。

国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の繰出金につきましては、それぞれの特別会計内で執行する人件費等が減額となったことから繰出金が不用となるものでございます。

保険基盤安定繰出金につきましては、保険税の軽減制度の拡充に伴い、保険者支援対策として保険基盤安定制度が見直されたことから、特別会計への繰出金が不足するため追加計上するものでございます。

その次の臨時福祉給付金につきましては、これも国の補正予算に計上された事業でございます。低所得の年金生活者等を交付対象者と致しまして、1人当たり3万円を交付するというものでございます。実施に必要な交付金と事務費を新規に予算計上し、あわせて事業実施が新年度になりますので繰り越しの方も行っております。

障害者福祉費については、自立支援給付に要する経費などについて430万2,000円を減額するものでございます。内容でございますが、障害サービス給付費につきましては、主に重度訪問介護の利用料が見込みより増えたということから、不足する給付費を追加計上するものでございます。

次のページをめくって頂いて、重度障害者医療費でございますが、支給対象となります医療費が見込みより少なかったことから、計上していた扶助費は不用になるものでございます。

40ページ、41ページです。

老人福祉費におきましては、市外の養護老人ホームに措置していた方がお亡くなりになられたということで、措置費が不用になったことなどによりまして156万3,000円を減額するものでございます。

42ページ、43ページをお開きください。

後期高齢者医療費におきましては、特別会計歳入補填に要する経費などについて2,710万4,000円を減額するものでございます。繰出金の方につきましては、低所得者の保険料軽減分を補填する保険基盤安定分の額に関して、広域連合からの通知に基づき計上した額が不用となるものでございます。

療養給付費負担金につきましても、当該被保険者の医療費が見込みより減ったということで、こちらも広域連合からの通知に基づき負担金が不用になるものでございます。

続いて、44ページ、45ページをお開きください。

児童福祉総務費におきましては、乳幼児医療給付、子育て世帯臨時特例給付金、また児童扶養手当について、決算見込みに応じまして1,400万4,000円を減額するものでございます。

保育所におきましては、保育事業に要する経費などについて946万1,000円を減額するものでございます。産休または育休職員が見込んでいた人数より少なかったということで、その代替えとなる臨時職員の賃金等が不用になるものでございます。

また、システム整備委託料につきましては、平成28年度からの保育所等の利用者負担軽減制度の拡充に対応するため、見込まれるシステム改修に必要な経費を新規予算計上し、あわせて工期が確保できないため繰り越しを行っております。

46ページ、47ページをお開きください。

児童福祉総務費におきましては、認定こども園等に要する経費について2,119万円を追加計上しております。一時預かり事業補助金につきましては、幼稚園型の一時預かり事業を市内6園の認定こども園の方で実施をしなかったということで、計上していた額が全額不用になるものでございます。

次の1号認定子ども給付費につきましては、子ども・子育て支援制度の開始によりまして、4月から市内全ての私立の保育所が認定こども園に移行しました。委託料から施設型給付へと支払い性質の変更がありましたが、その認定こども園等に対する施設型給付費の不足が見込まれるということで追加計上するものでございます。施設型給付費につきましては、国が示す基準や保育料収入に基づいて算出をするものでございますが、国の基準が4月に遡及して引き上げられたこと、また保育料収入が見込みより少なかったことで不足する額が発生し、その額を追加計上するものでございます。

母子福祉費におきましては、施設入所措置費について、決算見込みに応じて833万1,000円を減額するものでございます。

補正予算書の48、49ページをごらんください。

生活保護総務費におきましては、生活保護事務に要する経費などについて711万1,000円を減額するものでございます。生活保護システム利用負担金につきましては、社会保障・税番号制度の開始に対応するため、運用している生活保護の管理システム改修に

関する負担金として予算計上しておりましたが、当該制度に係るシステム改修事務を総務課の情報部門で一括して行うことと致しましたので、経費の方も電算管理費の方で執行したため不用となるものでございます。

扶助費につきましては、各種ある生活保護費を決算見込みによってそれぞれ過不足を調整した結果、2,000万円を減額するものでございます。

続いて、50ページ、51ページをお開きください。

衛生費でございます。

健康増進対策費におきましては、各種がん検診委託料を決算見込みによってそれぞれ過不足を調整した結果、100万円の減額にするものでございます。

予防費におきましては、水痘及び日本脳炎の予防接種の接種者数が見込みより少なかったということで計上していた委託料が不用となり、184万4,000円を減額するものでございます。

環境衛生費におきましては、合併処理浄化槽普及に要する経費などについて2,040万5,000円を減額するものでございます。合併処理浄化槽設置補助金につきましては、申請件数が見込みより少なかったことから計上額が不用となったもので、また公共施設への太陽光パネル設置の工事請負費につきましては、入札の結果生じた残額について減額を行うものでございます。

母子保健費におきましては、不妊治療支援補助金の申請件数が見込みより少なかったということから計上していた額が不用となり、120万円を減額するものでございます。

続いて、52ページ、53ページは飛ばしまして、54ページ、55ページの方をお開きください。

総務費におきましては、中央環境衛生組合に対する負担金でございます。こちらにつきましては、平成32年度の稼働を予定をしております一般廃棄物処理施設の整備に関して、今年度は敷地の取得と一部造成を実施する予定でございましたが、関係者との協議が調わず実施ができなかったということで、負担金の方が不用となったことで1億1,649万1,000円の減額を行うものでございます。

56ページ、57ページは飛ばしまして、58ページ、59ページの方をお開きください。

農林水産業費でございます。

農業振興費におきましては、中山間地域等直接支払事業における交付対象の用地面積が

見込みより少なかったことから、計上致しておりました負担金が不用になり、725万2,000円を減額するものでございます。

農地費でございます。

農地費におきましては、農業用施設整備に要する経費などについて2,899万5,000円を減額するものでございます。農業用施設整備に要する経費につきましては、農業用施設の修繕を地元が施行する場合の原材料費を支給するものでございますが、見込みより要望が少なかったことから計上していた額が不用になるものでございます。圃場整備事業に要する経費につきましては、中田万里地区に係る工事請負費と移転補償費でございますが、事業実施に必要な国庫補助金の額が要望した額を下回ったということから、事業量を調整した上で実施し、不用となる額を減額するものでございます。

60ページ、61ページは飛ばしまして、62ページ、63ページをごらんください。

商工費でございます。

商工業振興費におきましては、土地取得奨励金について、流通工業団地において土地を取得し、操業を開始する企業に対して操業後3カ月後に交付するものでございます。平成27年11月に操業予定としていた交付対象企業が平成28年3月の操業予定となったことから、今年度予算で執行することができず報償費が不用となり、509万5,000円の減額を行うというものでございます。

64ページと65ページは飛ばさせて頂きまして、66ページ、67ページをごらんください。

土木費でございます。

道路維持費におきまして、県道維持管理業務委託料につきましては権限移譲によりまして、実施している県道維持管理業務について県からの委託金が減額となったということから、事業量を調整した上で実施し、不用となる232万円を減額するものでございます。

次の維持補修工事、これは舗装工事になるわけですが、こちらにつきましては事業実施に必要な国庫補助金の額が要望した額を下回ったことから、事業量を調整した上で実施し、不用となる805万円を減額するものでございます。

道路新設改良費におきましては、県営事業負担金について、事業の進捗に応じた調整などによって566万1,000円の減額を行っております。

橋梁維持費におきましては、維持補修工事費について、事業実施に必要な国庫補助金の額が要望した額を下回ったということから、事業量を調整した上で実施したことなどによ

って不用となる805万円を減額するものでございます。

68ページと69ページをごらんください。

港湾建設費においては、県営事業負担金について、事業の進捗に応じて調整を行っております。3,051万8,000円の減額をするるとともに、年度内に完了しない繰越事業分につきましては予算の繰り越しを行っております。

70ページ、71ページをごらんください。

都市計画総務費におきましては、住宅改修助成事業について、申請件数が見込みより少なかったことから計上額が不用となったものでございます。

また、立地適正化計画策定業務委託料につきましては、入札の結果生じた残額について減額を行うものでございます。

公園管理費におきましては、施設整備工事費について、事業実施に必要な国庫補助金の額が要望した額を下回ったということで、事業量を調整した上で実施しております。不用となる1,292万2,000円を減額するものでございます。

街路事業費につきましては、県営事業負担金について、事業の進捗に応じた調整を行っております。233万4,000円を追加計上するとともに、年度内に完了していない繰越事業分については予算の繰り越しを行っております。

土地区画整理事業におきましては、こちらも事業実施に必要な国庫補助金等の額が要望した額を下回ったことから、事業量を調整した上で実施致しました。不用となる1億3,755万7,000円を減額し、あわせて年度内に完了しない一部補償について繰り越しを行っております。

72ページ、73ページをお開きください。

公共下水道事業費におきましては、公共下水道事業特別会計内で執行致します人件費が増額となったことから、不足する繰出金について追加計上をするものでございます。

74ページ、75ページをお開きください。

住宅管理費においては、事業実施に必要な国庫補助金の額が要望した額を下回ったことから、事業量を調整した上で実施しております。不用となる1,002万3,000円を減額するものでございます。

76ページ、77ページをお開きください。

樋門維持管理費におきましては、県が整備した本川河口の樋門施設管理業務委託料について、年間業務量に応じて精算を行ったことなどによって不用となる202万2,000

円を減額するものでございます。

78ページ, 79ページをごらんください。

急傾斜地崩壊対策費においては、県営事業負担金について、事業の進捗に応じた調整を行っております。480万円の減額を行い、あわせて年度内に完了しない繰越事業分については予算の繰り越しを行っております。

また、急傾斜地維持管理業務委託料につきましては、権限移譲によって実施している県の急傾斜地維持管理業務について、県からの委託金が減額となったことから事業量を調整し、不用となる170万円を減額するものでございます。

80ページ, 81ページは飛ばさせて頂いて、82ページ, 83ページをごらんください。

常備消防費におきましては、常備消防委託料について、人勸等によって人件費分は不足が生じましたが、救急車の整備に関して特定財源を充当できたことから、委託料全体として不用となる727万5,000円を減額するものでございます。

非常備消防費におきましては、消防団運営に要する経費について、総務課に配置しておりました嘱託職員が年度途中で退職したということで報酬等が不用となっております。131万8,000円を減額するものでございます。

消防施設費におきましては、消防施設整備に要する経費について、当初東野町の長善寺付近に耐震性の防火水槽の整備を実施する予定としておりましたが、工事に入る前の調査において地下水が湧き出たことから、整備する適地ではないと、そのように判断し、整備を一旦中止しております。そのため、工事請負費の520万円が不用となるものでございます。

84ページ, 85ページの方をお開きください。

教育費でございます。

小中一貫校整備費におきましては、忠海小中一貫校整備に係る工事請負費について入札の結果生じた残額を減額し、あわせて吉名小中一貫校整備に係る事業費について計上を行っております。

この6,912万3,000円の内訳でございますが、入札の減が1億1,287万7,000円で、追加計上分が1億8,200万円分、その差し引きということで6,912万3,000円を計上しております。この予算につきましては、国の補正予算が成立を致しまして、その補正予算の方で盛り込まれた内容について情報提供されました。それ

で、その交付金の対象になる可能性が高いということでこの補正に上げて、国の平成27年度の補正予算を活用しようということで計上させて頂いております。ただ、これも先ほど観光のところでも御説明をさせて頂いたわけですが、27年度で採択されない場合は28年度にもエントリーできるようなことで、28年度の当初予算の方にも同じように計上させて頂いておりますので御了解頂ければと思います。

86ページ、87ページをごらんください。

小学校の学校管理費におきましては、耐震化工事費について、入札の結果生じた残額について減額を行っております。88ページ、89ページの中学校の学校管理費につきましても同じでございます。

90ページから93ページまでは飛ばさせて頂きまして、94ページの方をお開きください。

学校給食費におきましては、学校給食運営に要する経費などについて10万5,000円を減額するものでございます。再任用職員の配置によって臨時職員への賃金等が不用になるもの、また給食配送業務委託料については、入札の結果生じた残額については減額を行うものでございます。

96、97ページをごらんください。

災害復旧費でございます。

公共土木施設災害復旧費におきましては、災害発生後に迅速に復旧に取りかかれるように不特定の測量設計委託料を予算計上しておりましたが、今年度は幸いにも災害被害に対応する必要がなかったということで、全額不用とするものでございます。

98、99ページの方をごらんください。

公債費でございます。

利子におきましては、地方債償還に要する経費について1,362万1,000円を減額するものでございます。

地方債分につきましては、起債の借入手が終了し、償還に係る利息分の額が確定したことによって計上した償還金が不用となるものでございます。

また、一時借入金につきましても、年度末までの資金繰りの状況を勘案し、利息額の決算見込みが精査できたことから不用となる償還金を減額するものでございます。

以上の内容が歳出の補正予算案でございます。

続いて、12ページに戻って頂きまして、歳入予算の方の御説明をさせて頂こうと思

ます。

歳入予算の内容を説明するものですが、歳出予算の補正に合わせて調整が必要となります。国庫支出金などの特定財源につきましては、説明の方、省略をさせて頂こうと思いません。それ以外の主なものについて御説明をさせて頂こうと思いません。

まず、市税でございます。

個人市民税につきましては、これまでの傾向から給与所得の減少を見込んでおりましたが、その減少幅が見込みより小さくなったということで、増収となります。2,894万8,000円を追加して計上するものでございます。

法人市民税につきましては、比較的納付額の多い一部企業の業績が見込みよりよかったということで、増収となります。1,737万1,000円を追加計上するものでございます。

固定資産税につきましては、予算の算出時点で補足できなかった大型の建物の滅失があったこと、また償却資産分につきましては、当初予算時に見込んだ額以上に減少したことから、減収となります。1,814万1,000円を減額するものでございます。

地方譲与税から自動車取得税交付金までにつきましては、国や県が一旦徴収した各種税収から、それぞれ法令に沿って自治体に交付されるものでございます。補正額につきましては、広島県からの通知に基づき増減の調整を図っているものでございます。

地方交付税におきましては、算定の基礎となります。基準財政需要額につきましては、予算編成時に新たな特別加算が創設されるという情報はありましたが、それがどの程度になるものか不明であったということで見込んでいなかった額がございました。また一方で、基準財政収入額につきましては、見込みより収入額が少なくなったということ、こうした両面の要因で普通交付税の交付額が見込みより多くなって、その増収となる1億9,208万4,000円を計上するものでございます。

ちょっと飛んで頂いて、20ページ、21ページをお開きください。

繰入金でございます。

特目基金につきましては、各種事業に充当しているものでございますので、需用費の決算見込みに応じた調整と致しましてそれぞれ増減をさせております。

最後に、財政調整基金を4億3,410万6,000円減額することで収支の均衡を図っております。

補正予算書の6ページにまた戻って頂ければと思います。

繰越明許費の御説明をさせていただきます。

歳出補正予算の中で御説明をしている部分も一部ありますので、そちらでしていないものについて説明をさせていただきます。

衛生費のPCB廃棄物処理事業につきましてでございます。

北九州市にあります専門の事業所と契約を行いまして、今年度中に処理を終わらせる、そういった予定でございましたが、そちらの処理施設において不測の事態が生じて、PCBの処理が中断をしているということで年度内の完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

教育費の中学校給排水施設整備事業につきましては、竹原中学校の給排水設備等の更新事業において受水槽更新の工事部分が国庫補助金の対象となるということで、着手する前にわかったことから、その受水槽更新の工事部分については28年度に先送りをする予定で、不用額についても減額を行う、そういった予定にしておりました。しかしながら、国の補正予算が成立致しまして、その事業が27年度分の配分の対象となるということで、改めて平成27年度に着手することとして予算も残すことと致しましたが、年度内に完了できないということで繰り越しを行うものでございます。

以上が一般会計補正予算案でございます。

委員長（山元経穂君） 続けて。

財政課長（沖本 太君） 続いて、貸付資金特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

127ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、貸付事業の精算が主なものでございます。

第1条にあるとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ248万円を追加して、総額を1,277万2,000円とするものでございます。

136ページ、137ページをごらんください。

事務費におきましては、貸付金や奨学金の償還状況によって確定を致します一般会計に対する繰出金と致しまして、430万円を追加計上致しております。

奨学資金貸付金と修学支度金貸付金におきましては、決算見込みに応じて不用と見込まれる額をそれぞれ減額を行っております。

補正予算書の134ページ、135ページに戻って頂いて、歳入でございますが、奨学資金貸付金元利収入と就学支度金貸付金元利収入を増額補正し、歳入歳出の均衡を図っております。

以上が貸付資金特別会計補正予算の説明でございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、この2議案に対する質疑をお願い致します。

よろしいですか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 衛生費のPCBの廃棄物処理の件ですが、これはもう向こうが施設の状態です。年度内の処理ができてないということで、もう物についての搬送というか、運搬はもう北九州の方に物はあるということでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 運搬の方はもう全て完了しております。今こちらの方でその処理をする物を置いていると、そういった状況でございます。

委員長（山元経穂君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、この2議案について終了させて頂きたいと思えます。

暫時休憩致します。

午後0時21分 休憩

午後0時22分 再開

委員長（山元経穂君） では、休憩を閉じて会議を再開致します。

お諮り致します。

松本議員の発言を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立多数と認めます。よって、松本議員の発言を認めることに致しました。

松本議員、委員外議員の席へお願い致します。

この際、松本議員に申し上げます。

審査の都合上、発言時間は一括して10分以内と致します。

それでは、委員席のマイクにて発言を行ってください。

どうぞ。

委員外議員（松本 進君） 時間の関係がありますので、まず取り下げ議案について、議

案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第19号について取り下げたい。

それでは、議案第1号について質問します。

行政不服審査会の事務に関わる問題ですけれども、1つは竹原市独自でこれを設置する場合の体制と経費といいますか、これを簡潔にお聞きしたいのと。

もう一つは、県に委託するという提案ですけれども、不利益の関係が起こるのではないかと、それはどういうことかという、例えば生活保護事務の不服申し立ての場合、保護基準とかいろいろ地域の実態が違って、保護基準も広島市とは違ってます。ですから、そういった場合の実態を踏まえた不服申し立ての審査をする場合は、市独自でこういう第三者機関が要るのではないかということについて、不利益の問題が起こるのではないかということについての認識はどうかということです。

それから2点目は、議案第2号について、重複しないように質問しますのは、この連携協約を締結することによって竹原市の活性化といいますか、人口の歯止め策というのを総括質問で伺いました。ここで伺いたいのは、この連携協約で柱の一つは、竹原市の経済成長が本当になるのかどうかということで、具体的に竹原市の中小企業、竹原市の農業、水産業、この具体的な振興策は、あるいは雇用の拡大につながることの施策といいますか、これがあるのかどうかを簡潔にお尋ねしたい。

それから2つ目は、竹原市の子育て支援も人口歯止め策の重要な視点といいますか、施策であります。この連携協約を締結することによって、例えば竹原市に出産医療体制を確保する、これは市長の大切な公約の一つです。こういった竹原市の出産医療体制を確保するために、広島市と竹原市が連携協約を結んで竹原市に産科医師を派遣することができるのかどうか、そういったことは全く考えないのかどうかを2点目としてお尋ねしたい。

それから3点目として、これは総括質問で聞きましたが、明確な答弁がありませんでした。竹原市の公共施設の総保有量、これを縮小集約するのもしないのか、明確にお答えできればと思います。

次は、議案第11号に移ります。

公共的団体、先ほども議論がありました。私は公共的団体に市の財産を無償等で貸し出しという場合に、ひとつ確認しておきたいのは、公共的団体とは先ほどN T Tやガス事業者等々言われました。ここに市の財産を貸し出して、公益事業の有無ということもあるんですけれども、そうした場合で収益を上げることは可能ですよね。ですから、こういった

ことの活用も可能だということを確認のかどうかということ、第11号議案では端的に確認しておきたい。

それから、第14号議案について伺います。

これは市の人事行政の運営に関わることでありますけれども、お聞きしたいのは、人事評価の基準とは何か、その基準の対象者、給与にどういった影響するのか、試行中ということでしたから、竹原市で行っている実績、そのことについても関連でお聞きしたい。

それから2つ目は、市職員のこういった人事行政の運営を今試行でやっておられるんでしょうけれども、追加を含めて職員の競争管理主義、これが強化されるのではないかと、こういう提案なり人事評価の導入ということに関わって、競争主義、管理主義を強めて市民サービスの向上ということについてはどういった影響があるのかどうか、お考えなのかを聞いておきたい。

それから、第17号議案についてお聞きしますけれども、これは総括質問で答弁がありませんでした。吉名小中一貫教育の関連予算が措置されておりますけれども、これは施設整備改善交付金の活用ということでした。この施設整備改善交付金の趣旨はどこにあるのかと、竹原市の場合は施設を改善する、整備するということが重点に置かれた小中一貫教育というふうにとめてよいのかどうかをお聞きしておきたい。

それから次は、情報セキュリティ強化対策が措置されております。マイナンバーとの関わりもあるかもしれませんが、この措置によって情報漏えいは完全に阻止できるのかということを確認しておきたい。

それから次は、住宅改修助成事業が減額されております。この減額の理由とか、この助成事業の事業効果の検証と対策についてもお聞きしたいと思います。

予算の4点目は、県営急傾斜地、竹原市の急傾斜地、県営とか維持補修がそれぞれ減額されております。竹原市内の急傾斜地対策で人家のあるところの整備状況、この整備状況はどうなのか、完成見通しについてもお聞きしたいということでもあります。

以上です。

委員長（山元経穂君） 答弁の前に、一言委員長から申し置きます。

答弁できることは簡潔に答弁頂きまして、また議案と関係のないものは断った上でも構いませんので、答弁する必要はないと思いますので、その辺を十分に配慮して頂いた上で御答弁をお願い致します。

企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 議案第2号、今松本議員の方から御指摘のありましたことにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書の17ページ、18ページをごらん頂きたいんですが、まず農林水産業の振興、こういったものが行われるのかどうかというところなんですけれども、17ページの（3）の（1）、上から2段目、農業の担い手の確保、こういったものやってまいりますので、その振興はできるものと考えております。

なお、出産医療体制の確保、施設の統廃合、こういった部分については、議員も資料を見て頂いておりますとおり、そのような協約は結んでないものと認識しております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、1番目の御質問、第三者機関に対するもの、それから6番目、7番目の人事評価等に関する部分についてお答え致します。

まず、委託することによってこれが不利益につながるのではないかとということで、先ほども、最初の説明の時にも申し上げましたけれども、これは我々のようなノウハウが全く蓄積してないところで設置するよりも、それよりも広島県で全体として市町も含めたそういった第三者機関に委託の方が住民サービスの向上になるのではないかと考えたものに委託致しております。例で挙げられましたような生活保護等につきまして、これは既に処分庁ではなく上級官庁が対応するというので、我々の上級官庁は広島県知事ということになりますので、例に挙げられましたことについても、こちらの方で審議される方が住民サービスの向上につながるのではないかと認識致しております。

それから、6点目の質問、人事評価の基準、対象ですけれども、これは全職員が対象になります。再任用職員も含めて対象になるということが1点。

7番目、サービスの向上へどのようにつながるのかといった内容ですけれども、これはそもそもこの勤務評定から人事評価制度に変更するというものが何を目的とするかということ、職員の能力であるとかそういった業績、これを評価したことを任用であるとか給与に反映させるということ、それをもって、ここが最終目的ではなく住民サービスの向上へつなげるというのが最終的な目的になっております。これは議員御指摘頂いたように、一番大事な部分を目的と致しておりますので、そのように我々も現在取り組んでおりますし、そのような結果を出していきたいと考えております。

補正予算につきまして、情報セキュリティの問題でありましたけれども、今回計上さ

せて頂いております，これはまさにマイナンバーに係る部分でして，先ほど予算計上とともに予算を繰り越して行うということです。

先ほど質問ありましたが，完全に情報漏えいを阻止できるかという議論につきましては，12月定例会の中においても議員さん，そんなことができるわけではないではないかという御指摘頂いて，我々もそのように考えているが，そうではなく，そういったいろんな機械的な面，人的な面も含めて，より精度を増していきたいというふうに御答弁申し上げております。そういった意味で，そういった部分に細心の注意を払う中で，システム構築していく中で漏えい等発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 議案第11号に対する御質問がございました。

公益事業を行います事業者が普通財産の貸し付けを受けた場合，収益を可能と認めるのかという御質問でございますが，まずこの条例の，このたびの改正を行った上での内容としては，先ほど総務部長の方からも御説明をさせて頂いたとおり，まず団体の性質，その他地方公共団体，その他公共団体，また公共的団体，そういった団体の性質と，公用もしくは公共用または公益事業を行うという団体が行う事業，その2つの要件を満たすということが必要でございます。例えば，御質問にありましたような公益事業を行う事業者，中国電力さんとかガス会社さんですとか大きな運輸会社，そういう民間事業者が普通財産の貸し付けを求めてきたとしても，それは公共的団体には当たりませんので今回のこの条例の運用対象にはならないと，そのように考えております。

また，議案第17号の補正予算において，住宅改修の助成事業の減額の理由と効果検証，対策という御質問がございましたが，こちらにつきましては，まず当初予算の方で1件当たり10万円を交付する事業でございますが，30件分の300万円を予算措置としておりました。これがもう1月時点で申請の方を締め切っておりますが，17件で約170万円と見込み……。

委員長（山元経穂君） 財政課長，民生の範囲ですので簡潔にお願い致します。

財政課長（沖本 太君） わかりました。

いずれにしても，申請見込み件数が少なかったということで減額をしているというのが理由でございます。

効果検証につきましては，この制度を活用されました方へのアンケートを通じて事業の

対応を検討していくというふうにしております。

また、急傾斜地でございますが、整備状況でございます。竹原市内の急傾斜地の崩壊危険箇所324カ所、その中で市内で危険区域の指定を行っている地区は79地区となっております。その地区におきましては、全て対策事業を実施完了しているというふうに聞いております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

松本議員、あと3分です。

委員外議員（松本 進君） 議案第12号について質問したいと思うんですが、今回の組織改革と申しますか、それで総務部のところ、その部分が大きく変わるというところもあると思うんですが、ここで説明書にあるように、参考資料の56ページにある総務部の7項、市政の基本施策、調整に関するところ、これが企画部に行くと、企画振興部に行くということが一つありまして、本来総務部が全体的な事務を総括するというところから外れるということになれば、全体の調整はどこですることになるのかなという部分では大変心配するところです。

それから、これは午前中の同僚議員にもありましたが、農業、水産業に関する事務で企画振興部と建設部に分かれるということでは、一体的な事務の執行ができなくなるという面では懸念がないように注意するという答弁がありましたけれども、組織のシステム的には懸念が発生するということが起こり得るんで、その組織にこういうことになってるということについての、もう一回見解を聞いておきたいということです。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 先ほどの市政の基本施策、調整に関するところにつきましては、引き続き企画振興部企画政策課において実施をしていくものでございます。そして、農林水産部門、振興部門、整備部門の一体的な行政運営という部分につきましては、先ほどありましたとおり、そのようなことがないように、懸念が起きないように実施していくとともに、内部でしっかりと情報共有に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） あと一分です。

委員外議員（松本 進君） 組織改革の分で、56ページ、57ページの分では総務部の

今7、市政の基本施策、調整に関するところ、これが企画振興部に移るのではないかなという図面にはなっとったもんですから、従来は総務で全体的に把握していた、これが企画振興部へ来るよということになったら、総務部の全体的な事務総括っていうのが不可能になってくるんじゃないかということですので、確認を含めてお願いしたい。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 今の事務分掌につきましては、先ほど企画課長が御答弁申し上げたように、現在も企画政策課が所掌している事務が企画振興部へ移るということで御理解ください。

委員長（山元経穂君） 以上でよろしいですか。

それでは、委員会外議員、松本議員の質問を終結致したいと思います。

ここで行政報告を行うために暫時休憩を致します。

午後0時40分 休憩

午後1時23分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩を閉じて委員会を再開致します。

これにて本日の委員会は終了させていただきます。

次回26日金曜日の10時から再び再開致したいと思います。

本日はまことにお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時23分 散会